

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鳥栖市の人口は、平成27年5月末では71,368人、平成30年5月末では73,028人と、継続的に増加している。平成30年5月末の生産年齢人口は44,619人で、全体の約6割を占めている。

市内には3,132の事業所があり、産業分類ごとの従業者数は、製造業が全体の22.5%と最も多く、次いで卸売・小売業が19.7%、運輸業・郵便業が16.1%となっており、この3業種で全体の約6割を占めている。

鳥栖公共職業安定所管内の有効求人倍率は、平成30年1月末では1.77倍と全国平均の1.59倍よりも高くなっている。市内の中小企業者は深刻な人手不足に直面している。

今後さらに深刻化する人手不足に対応し、少ない人員でも事業継続性を保つことができるようにするため、先端設備等の導入により労働生産性の向上を進めていくことは必要不可欠である。

そこで、本計画により中小企業者の先端設備等の導入を支援することで、市内の中小企業者の事業基盤を強化し、鳥栖市が現在、取り組む企業誘致、創業支援、融資制度の推進等と合わせて、バランスの取れた産業構造の構築を目指す。

(2) 目標

鳥栖市が先端設備等導入計画を認定する事業者の目標数は、計画期間終了までに70件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

鳥栖市が認定した先端設備等導入計画を作成した事業者は、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均3%以上向上させ、3年間の先端設備導入計画の場合、計画期間である3年後までの労働生産性向上の伸び率を9%以上、4年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である4年後までの伸び率を12%以上、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの伸び率を15%以上とすることを目標として設定する。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全

てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、市内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者の幅広い取組を促すため、対象業種・事業は、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組については計画認定の対象としない。

(2) 市税を完納していない中小企業者については計画認定の対象としない。

(3) 公序良俗を害するおそれのある事業については計画認定の対象としない。

(4) 反社会的勢力との関係が認められる事業については計画認定の対象としない。

(5) 鳥栖市は、先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握するため、中小企業者が行った自己評価の実施状況に関する書類の提出を求めることがある。